

商業・サービス機能誘致推進に関する基本方針

基本方針について

中心市街地活性化協議会から「豊田市中心市街地テナントミックスビジョン再構築」実現のための要望を受け、今後予測される外部環境の変化に対応していく必要があり、豊田市中心市街地テナントミックス再構築調査（以下、テナントミックス調査）を基に新たなまちの価値を創出していく必要があるため、この基本方針を定める。

1 商業・サービス機能の誘致を推進する必要性

◆中心市街地商業の現状

①買い物拠点としての魅力不足

来街者の多くが買い物目的だが現状に不満がある。

また、飲食・サービス店舗の増加に対して物販は減少している。

②時間消費型都市機能が不十分

娯楽施設がなく充実を求める声が多く、ゆっくり過ごす場所やまちの面白さが不十分

③電子商取引市場の拡大及び競合施設の出店による影響

5 km圏前後のエリア：「アイモール三好」

10 km圏前後のエリア：「プライムツリー赤池」、「ららぽーと愛知東郷」、「イオンモール長久手」、「IKEA 長久手」

◆課題解決方策

①不足業種の補い

②時間消費型商業施設の実現

これらの課題を解決するため、テナントミックス調査を基に不足業種を補い、また、時間消費型の商業施設の実現を図ることで消費の市外流出を防ぎ、まちなかの商業活性化と魅力向上へとつなげる。

2 誘致すべき商業・サービス機能

テナントミックス調査から、中心市街地に必要な商業・サービス機能としては次のとおりとする。

誘致すべき機能

エンターテインメント施設、家電量販店、スポーツ用品店、ホームセンター、フードコート、マルシェなどの食に関する店舗、時間消費型大型書店

3 商業・サービス機能の誘致を推進するための支援内容及び支援に当たって配慮すべき事項

支援内容：奨励金の交付

対象となる業種は、2で掲げた機能とする。

また、次に掲げる額の合計額とする。ただし、総額で2億円を限度とする。

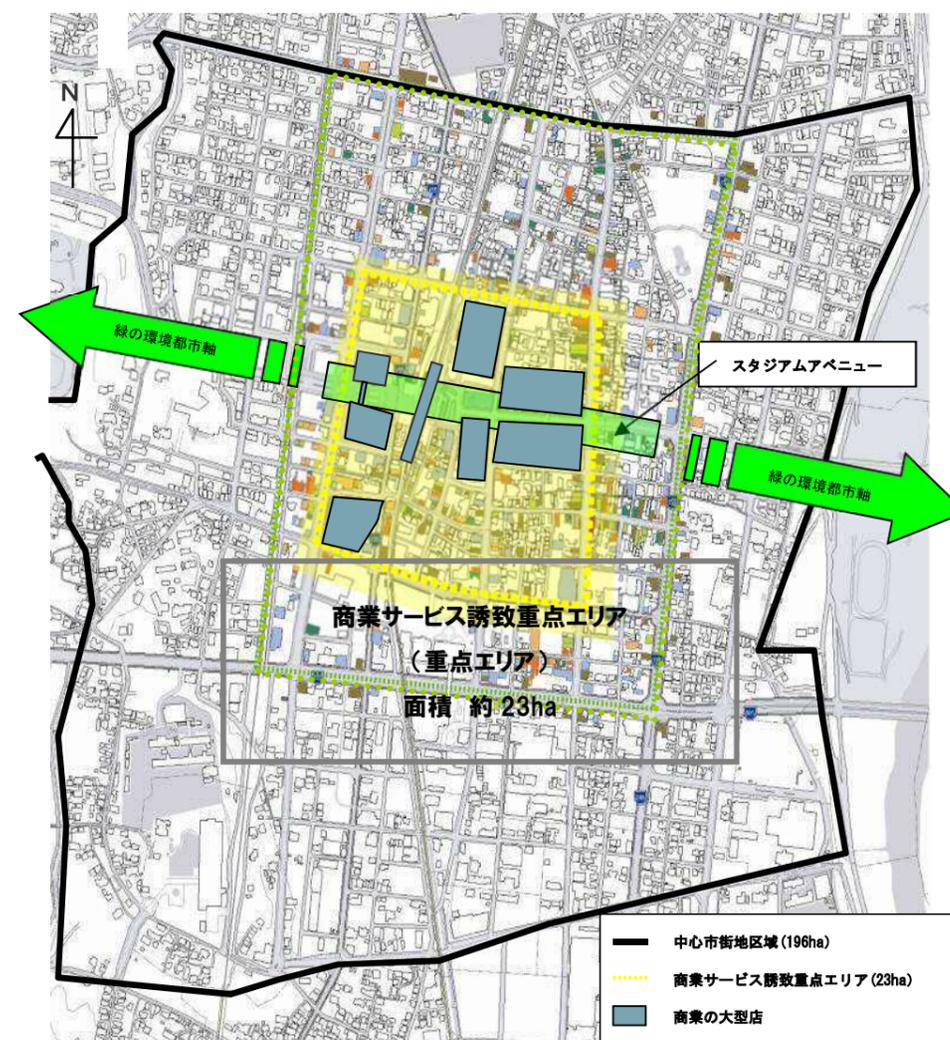
- (1) 固定資産税（5年間）
- (2) 都市計画税（5年間）
- (3) 事業に関わる事業所税（5年間）

配慮すべき事項

- (1) 当方針の計画期間は5年間（R3年度～R7年度）とする。
- (2) 店舗等の次に掲げる面積の合計が1,000平方メートル以上であること。
 - ・小売業については、大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積
 - ・その他の業種については、その事業用に直接供される面積
- (3) 豊田市市税条例第3条に規定する市税、都市計画税、事業所税、及び豊田市国民健康保険税条例第1条の規定に基づき本市が課する国民健康保険税の滞納がないこと。

4 商業・サービス機能誘致奨励金による支援及び交付対象地域

集客核を含む、回遊可能な範囲（500m以下）を商業サービス誘致重点エリアとして設定し、そのエリアを交付対象地域とする。



・『重点エリア』は、東西・南北それぞれ約415m/面積約23ha
※代表的な都市型商業集積地、郊外ショッピングモールなども、『重点エリア』相当の面積で形成されている。
※従前の商業機能配置実行計画に基づき『重点エリア』を設定している。